

令和8年度全国鉱山保安週間実施要綱

令和8年5月
経済産業省

1. 目的

全国鉱山保安週間は、昭和25年から毎年実施しており、昭和35年からは「国民安全の日（7月1日）」に合わせ、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、もって危害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

国、関係団体及び各鉱山は、鉱山保安週間を契機として、更なる保安意識の高揚を図るとともに、自主保安活動をより一層推進する。

2. 期間

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 準備期間 | 6月15日（月）から6月30日（火）まで |
| (2) 全国鉱山保安週間 | 7月1日（水）から7月7日（火）まで |
| (3) 事後の検討期間 | 7月8日（水）から7月31日（金）まで |

3. 主唱者

経済産業省

4. 実施者

各鉱山及び関係団体

5. 主唱者及び関係団体における実施事項

次の方法により、「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底及び効果的な実施を図る。

- (1) ポスター等広報資料の作成・配布
- (2) ホームページ等による広報
- (3) 講演会、鉱山見学会等の実施
- (4) 各鉱山の実施する事項に対する指導等

その他、鉱山保安に関する標語、ポスターの募集等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施。

6. 各鉱山における実施事項

各鉱山は「全国鉱山保安週間」の趣旨を関係各位に対して周知し、令和5年度から取り組んでいる「鉱業労働災害防止計画」（第14次）及び「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」（第6次）に盛り込まれた施策に焦点をあてた次の取組事項につき、優先順位を定め、効果的な実施を図り、もって日常の自主保安活動が活性化されるよう努める。

(1) 危害防止に関する取組事項

① 発生頻度が高い鉱山災害に係る防止対策の推進

発生頻度が高い鉱山災害の撲滅・防止に向け、以下取組の推進を図る。また、実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事項（類似の災害が発生しないかなど）を検討し、計画、実施する。

ア 車両系鉱山機械及び自動車に係る災害防止対策

- ・運転者及び運転補助者において、振動、衝撃等による負傷防止のためのシートベルト着用促進等
- ・鉱山道路における道路標識、転落防止設備等の保安設備の適切な設置や道路幅員・勾配等の基準の適合性点検
- ・バックアラーム、回転灯等の警報装置の動作確認
- ・複数機械の同時作業時のルール確認

イ コンベアに係る災害防止対策

- ・プーリー等巻き込まれのおそれがある箇所に対する巻き込まれ防止用カバー・柵や標識等の適切な設置や破損等の点検及び改善
- ・非常停止装置等の安全装置の適切な動作点検及び改善
- ・清掃及びメンテナンス時の運転停止と適切な災害防止措置（電源遮断や作業札掲示等）が取られているかの確認

ウ 墜落に係る災害防止対策

- ・高所作業を行う通路や開口部に手すり・柵・覆い等の保安設備の適切な設置及び改善
 - ・作業床の設置が難しい作業場所での墜落制止用器具の準備
 - ・墜落制止用器具の定期点検と交換基準の確認
 - ・車両系鉱山機械における適切な昇降設備の設置及び改善
- 2 m未満からの墜落災害も一定数発生していることから以下の取組も実施する。
- ・はしごや脚立の使用前点検や天板上や天板をまたいでの作業禁止
 - ・安定した体勢での作業、ヘルメット着用、安定した場所への設置等の適切な災害防止措置が取られているかの確認

エ 転倒に係る災害防止対策

- ・段差への注意喚起表示、段差解消
- ・濡れやすい箇所、凍結箇所への滑り止め対策
- ・照明不足箇所の改善（特に階段、通路）

② 作業環境・施設等の点検、検査、整備

日頃行っている以下に掲げる項目の点検、検査、整備の継続的な見直しを行う。

- ・作業環境（天盤、地盤、残壁、路面、浮石、転石、通気、粉じん、通路、手すり等）、保護具
- ・施設、カメラ、センサー等（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検補修の実施等）
- ・令和8年4月に適用開始となった「高年齢者の労働災害防止のための指針」等を参考とし、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善や、転倒災害防止対策等を実施

※参考：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00010.html

- ・熱中症対策
- ・熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
 - 熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
 - 関係者への周知（教育）

③ 最新デジタル保安技術等の情報収集や検討に資する機会の創出（勉強会、保安委員会など）

- ・ドローン、遠隔監視、センサー、タブレット、AI技術、デジタルサイネージ、ドラレコなど

④ 保安に関する計画・規程等の見直しに関する取組（鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化）

- ・各鉱山における保安方針、保安目標及び保安計画の従業員への周知徹底
- ・保安規程の記載内容について、現況調査等において洗い出したリスクに対応した記載になっているかの確認、遵守状況の確認、評価及び見直し
- ・作業手順書等で定める安全対策の内容が保安規程と紐づいているか、労働者が守れないルールとなっていないかの確認、遵守状況の確認、評価及び見直し
- ・非常作業についても適切にリスクの洗い出しができていないか、対策状況の確認、評価及び見直し
- ・指差呼称、5 S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）など日常的な保安活動の活性化
- ・前年度の自己点検チェックリストと今年度の自己点検チェックリストの点数差異の確認および点数差異に応じた取り組みの見直し

⑤ 保安教育に関する取組

- ・ヒューマンエラー対策等に関する講習会等の開催（特に危険軽視、慣れなどに紐づく危険行動など）
- ・危険体感訓練や危険予知活動など災害に対する感性を養う取組の実施
※参考：[kikentaikan8.pdf](#)
- ・経験豊富な高齢労働者のノウハウの継承のための取組

(2) 鉱害防止に関する取組事項

① 坑廃水処理施設、鉱煙発生施設、集積場・沈殿池等の点検・検査・整備

- ・各施設の日々の点検の見直し、定期的な検査、必要な整備（老朽化整備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等）の実施
- ・未処理水の流出等の災害が発生した場合の連絡体制の確認、緊急時対応の計画
- ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事業の計画、実施
- ・坑廃水処理を必要とする休廃止した金属鉱山等のレジリエンス強化に関する措置すべき改善策の実施

② 鉱害防止のための緑化の推進等の採掘跡地等の整備

- ・採掘跡地及び集積場の覆土・植栽に向けた取組の実施

③ 鉱害防止に関する地域住民との懇談会等の実施

- ・鉱害防止に関する地域住民との懇談会、学生、生徒等に鉱害防止施設の公開、事業説明の実施等

(3) 大雨や地震等の自然災害に備えた設備点検

近年激甚化している大雨や地震災害等に備えた点検や訓練等を行う。

- ・露天採掘切羽、鉱山道路、残壁等の崩壊、土砂崩れのおそれがないかの確認に加え、避難場所の設定や周知、避難訓練の実施等
- ・停電時による設備停止に備えた、発電機の準備、連続稼働時間、動作の確認

(4) 保安に関する意識の高揚に関する取組事項

鉱山保安の意識高揚を目的とする標語、絵画、写真、作文等の募集・展示、鉱山見学会、社内保安表彰等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施